

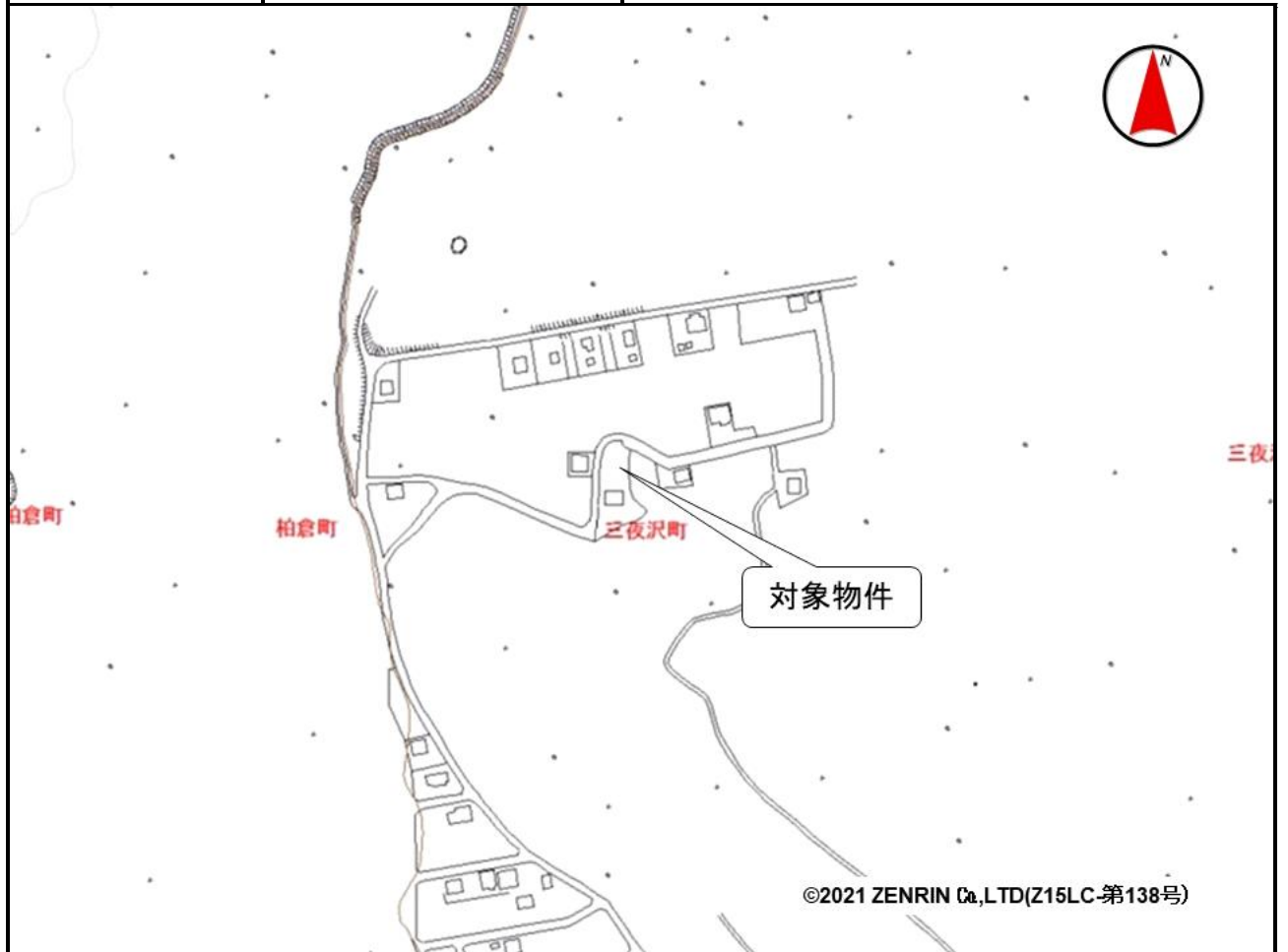
| | | | |
|--------|---|-------|---------|
| 売却区分番号 | 1710-2 | | |
| 見積価額 | ¥810,000 | 公売保証金 | ¥90,000 |
| 財産の表示 | <p>1 所在 群馬県前橋市三夜沢町 地番 875番11 地目 山林 地積 267平方メートル</p> <p>2 所在 群馬県前橋市三夜沢町 地番 875番14 地目 山林 地積 179平方メートル</p> <p>3 所在 群馬県前橋市三夜沢町 地番 875番18 地目 山林 地積 1.58平方メートル</p> <p>4 所在 群馬県前橋市三夜沢町 地番 875番19 地目 山林 地積 36平方メートル</p> <p>5 所在 群馬県前橋市三夜沢町 地番 876番11 地目 山林 地積 351平方メートル</p> <p>6 所在 群馬県前橋市三夜沢町 地番 876番14 地目 山林 地積 111平方メートル</p> <p>7 所在 群馬県前橋市三夜沢町 地番 875番10 地目 公衆用道路 地積 333平方メートル 持分 2179分の902</p> <p>8 所在 群馬県前橋市三夜沢町 地番 875番13 地目 公衆用道路 地積 38平方メートル</p> | | |

| | | | |
|----------|--|-------|---------|
| 売却区分番号 | 1710-2 | | |
| 見積価額 | ¥810,000 | 公売保証金 | ¥90,000 |
| | <p>持分 2179分の902</p> <p>9 所在 群馬県前橋市三夜沢町 地番 875番15 地目 公衆用道路 地積 710平方メートル 持分 2179分の902</p> <p>10 所在 群馬県前橋市三夜沢町 地番 876番7 地目 公衆用道路 地積 434平方メートル 持分 2179分の902</p> <p>11 所在 群馬県前橋市三夜沢町 地番 876番9 地目 山林 地積 138平方メートル 持分 6分の1</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p> | | |
| 公法上の規制 | <p>区域区分が定められていない都市計画区域 用途地域の指定なし 建ぺい率 70% 容積率 200% 前橋市景観条例 特定用途制限地域（田園居住地区） 前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（赤城山地区）</p> | | |
| 接道状況 | <p>東側から西側にかけて 幅員約6.0メートル 舗装私道 ほぼ等高から約3.0メートル高位接面 当該私道は建築基準法第42条第1項第3号に該当します。</p> | | |
| 地盤・地勢 | 中央付近から西の部分は南西方へ下り急傾斜 | | |
| 使用状況等 | 対象物件7ないし10 舗装私道として使用されています。 | | |
| 管理状況等 | 三夜沢町赤城山麓管理組合に該当する地域内に所在しますが、管理の状況は不明です。 | | |
| 特記事項 | <p>対象物件7ないし11</p> <p>持分についての売却であり、公売により取得したとしても完全な支配権を得たものではないため、その使用等については他の共有者と協議して決めなければならない、対象物件を当然に使用収益できるとは限りません。</p> | | |
| 一括換価について | <p>対象物件は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。</p> <p>なお、見積価額の内訳は以下のとおりです。</p> | | |

| | | | |
|--------|---|----------|---------|
| 売却区分番号 | 1710-2 | | |
| 見積価額 | ¥810,000 | 公売保証金 | ¥90,000 |
| | 対象物件1ないし6 | 760,000円 | |
| | 対象物件7ないし10 | 48,000円 | |
| | 対象物件11 | 2,000円 | |
| 住居表示等 | 群馬県前橋市三夜沢町875番11 | | |
| 最寄駅等 | 上毛電気鉄道 上毛線 樋越駅 北方約7.9キロメートル | | |
| その他事項 | 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。 | | |
| 留意事項 | <p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任等を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 | | |

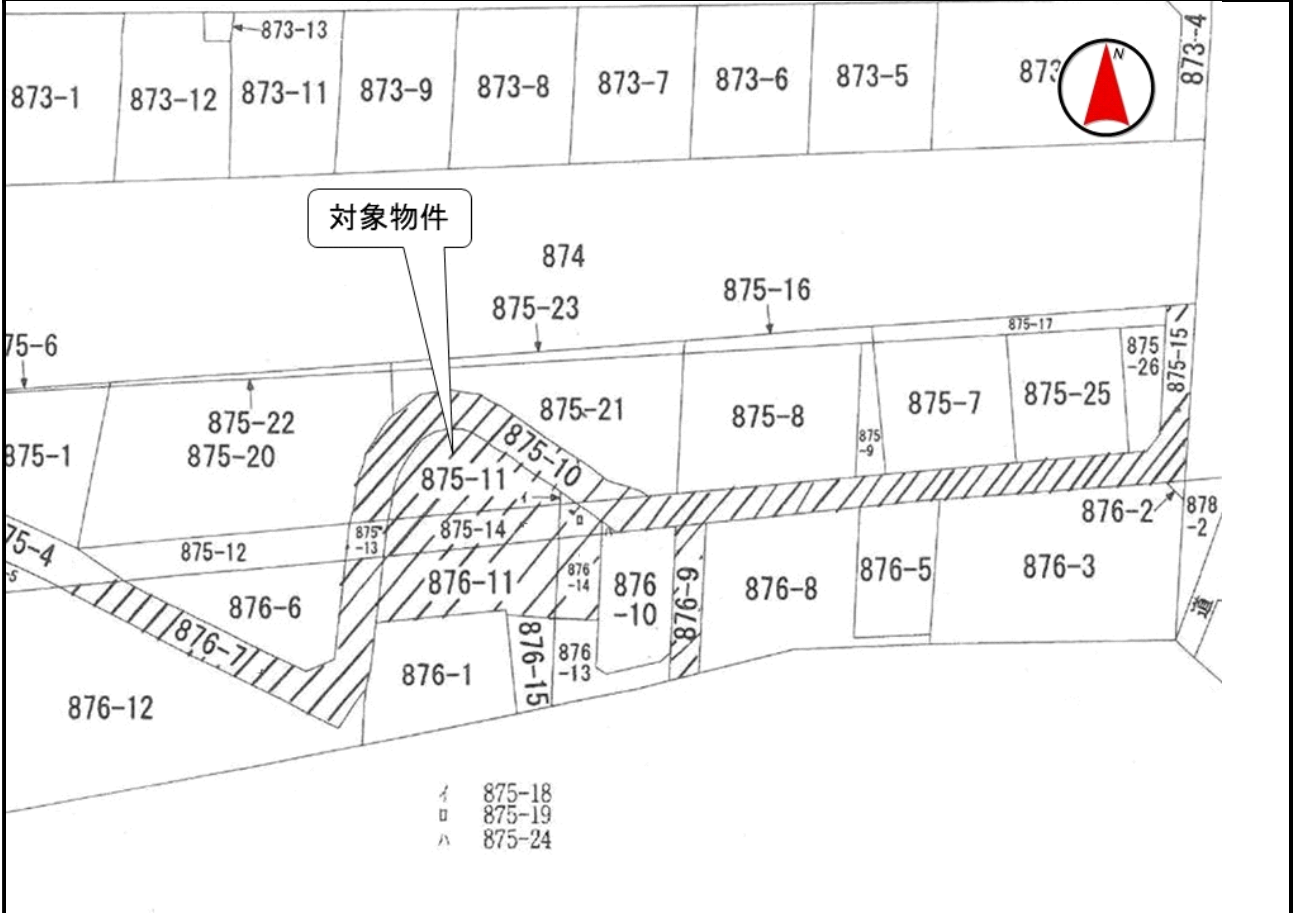
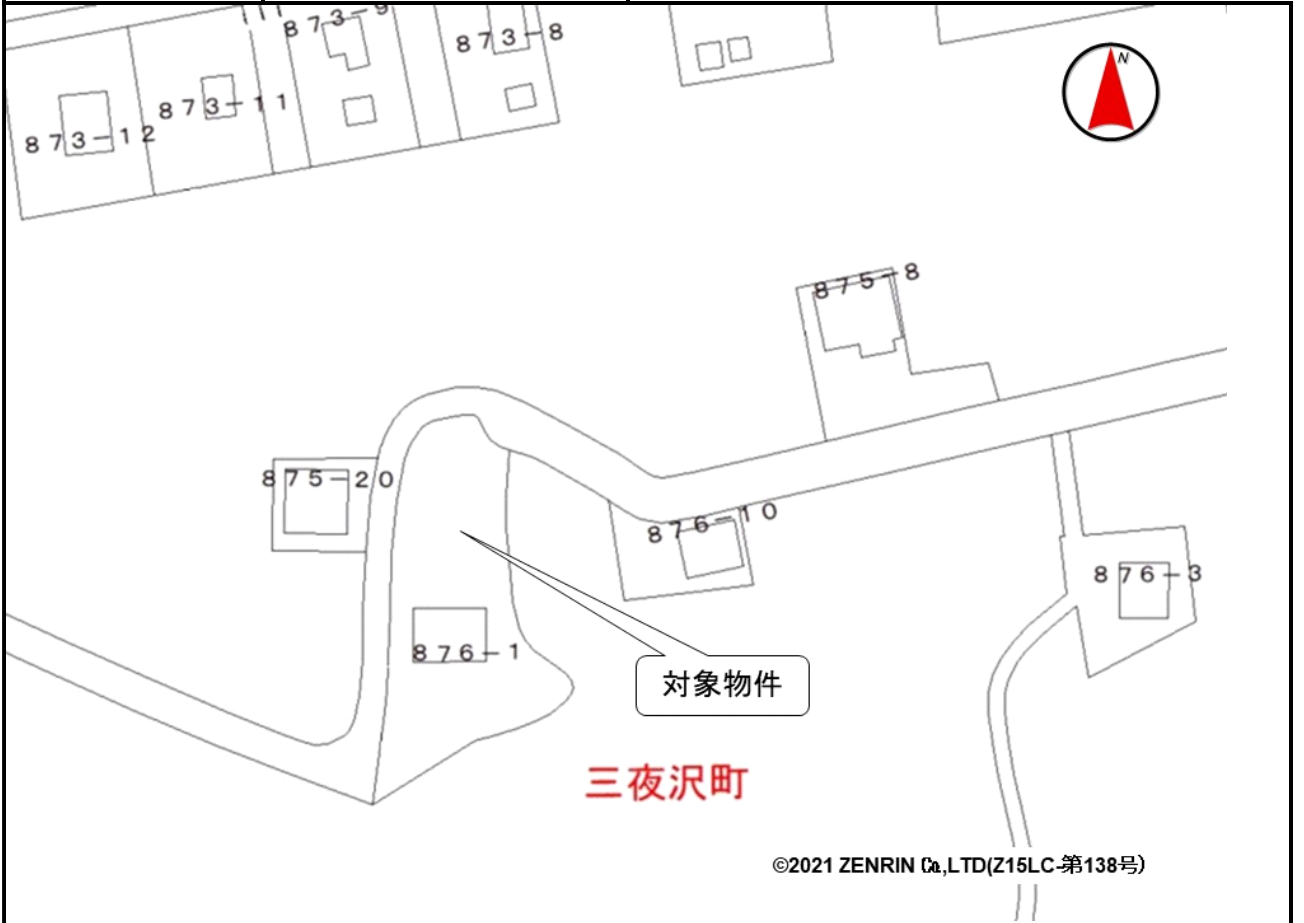
売却区分番号

1710-2



売却区分番号

1710-2



売却区分番号

1710-2

